

【フランス】デモの規制に関する新たな法律の制定

海外立法情報課長 三輪 和宏

* 2019年4月10日、デモの際の公の秩序の維持を強化し保障するための法律第2019-290号が制定された。同法は、デモの際に発生する破壊行為・暴力行為に対応するものである。

1 背景と経緯

近年、フランスでは、デモの際の破壊行為・暴力行為が問題になっている。公共施設・商業施設・街頭広告・車両などが破壊され、警察との衝突が起こり死傷者が発生することもあった。直近では、2018年5月のメーデーのデモにおいて、参加者の一部が暴徒化し商店や車両に放火した。また、2018年11月から続く政府の燃料税¹の引上げ方針に反対するデモ「黄色いベスト運動 (mouvement des Gilets jaunes)」²でも、同様に放火が発生し、レストランなどが破壊された。

2018年5月のデモの際の破壊行為・暴力行為を受けて、デモの規制を強化するための法律案が起草され、議員提出法律案として2018年6月14日にフランス議会の上院に提出された。提出したのは、ブルーノ・ルタイヨ (Bruno Retailleau) 上院議員らの共和党 (中道右派政党) 所属議員が中心であった。この法律案は、上院の修正、次いで下院の修正を受け、下院の修正案のとおり上院でも可決し成立した (2019年3月12日)。

両院を通過した法律は、大統領、60名の下院議員及び60名の上院議員により合憲性審査のため憲法院への付託がなされた。その結果、2019年4月4日の憲法院決定³において、思想・意見の集団的表現の権利 (droit d'expression collective des idées et des opinions) を侵害し違憲であるとの理由で、第3条が削除された。第3条は、公の秩序に対する特に重大な脅威をもたらす場合には、特定の者がデモへ参加することを禁止することができ、それに反したときには6か月の拘禁刑及び7,500ユーロ⁴の罰金に処する等の内容の規定であった。その後、この法律は、大統領審署を経て4月10日に「デモの際の公の秩序の維持を強化し保障するための法律第2019-290号」⁵として制定された。翌11日には、公布がなされた。

2 主な内容

この法律は、全4章10か条から成る。そのうち第3条は、前述のとおり2019年4月4日の憲法院決定によって削除されている。主な内容は、次のとおりである。

(1) デモの届出手続の簡素化 (第1条)

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年7月11日である。

¹ ガソリン等にかける間接税。

² 参加者が目印として黄色のチョッキを着用したため、このように呼ばれ、我が国でも繰り返し報道されている。例えば、「仏全土で13万人デモ」『朝日新聞』2018.12.3, p.7。

³ Décision du Conseil constitutionnel n° 2019-780 DC du 4 avril 2019. <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?jsessionid=B0867EEF8ECB8648887AB396142CDF59.tplgfr27s_1?cidTexte=JORFTEXT000038358598&categorieLien=id>

⁴ 1ユーロは123.2円。令和元年7月分報告省令レートに基づく。

⁵ Loi n° 2019-290 du 10 avril 2019 visant à renforcer et garantir le maintien de l'ordre public lors des manifestations. <https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000038358582>

公道でデモを行うには、届出が必要である。届出先は、市町村の役所等⁶である。従来、この届出書には、主催者の中から、デモが行われる県に住所を有する3名が、署名を行うことになっていた。しかし、この法律の制定で、主催者の中から、少なくとも1名が署名すればよいことに改められ、手続が簡素化された。これは、公道上のデモの届出が必ずしも行われていない実態を考慮し、届出を促進することを目的としたものである。

(2) 警察による手荷物検査と車両検査の実施（第2条）

公道上のデモが行われる場所とその近接地域において、警察が、手荷物検査（目視による検査・内容物検査）を行うことを認め、また、公道又は公の場所（公道等）に面した場所を移動する又はそこに駐停車する車両の検査（内部の検査等）を行うことを認めた。これは、武器になり得るものがデモに持ち込まれ、使用される事態を回避することを目指すものである。

(3) 追跡者データベースへの登載者の拡充（第4条）

追跡者データベース (fichier des personnes recherchées) に登載される者として、「刑法典 (Code pénal) 第131-32-1条の規定が適用され、公道上で行われるデモへの参加の禁止が宣告された者」が、新たに加えられることになった。追跡者データベースとは、フランス国家警察 (Police nationale)⁷が維持するコンピュータ・ファイルで、テロ関係の罪を犯した者、司法警察 (police judiciaire)⁸の捜索対象者、行方不明の未成年者などが登載される。

(4) 顔を隠しデモに参加することの禁止（第6条）

公道上のデモにおいて又はその近接地域において、正当な理由なしに、顔の全部又は一部を故意に隠した場合には、1年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金に処することとした。過去のデモにおいて、覆面をした参加者が破壊行為・暴力行為を繰り返したことを受けて、新しい犯罪として規定したものである。

(5) 裁判所監督を受ける者の行動制限措置の追加（第8条）

刑事訴訟法典 (Code de procédure pénale) 第138条は、裁判所監督 (contrôle judiciaire)⁹の措置を命令された者が遵守することを求められる行動上の制限事項について定めている。この制限事項の1つとして、新たに、公道上のデモへの参加禁止を加えた¹⁰。

(6) 民事上の責任追及（第9条）

デモにおいて損害を発生させた者に対して、刑事責任とは別に、国が民事上の責任をも問うことができることを規定し、広範な責任追及の可能性があることを明確に示した。

参考文献

- Alice Thourot, *Assemblée nationale Rapport*, n° 1600, 2019.1.23. <<http://www.assemblee-nationale.fr/15/pdf/rapports/r1600.pdf>>
- Catherine Troendlé, *Sénat Rapport*, n° 363, 2019.3.6. <<https://www.senat.fr/rap/118-363/118-3631.pdf>>

⁶ パリでは、パリ警視庁が届出先である。

⁷ 警察組織のうち、内務省に属するもので、刑事事件、防諜・テロ対策、治安維持、国境警備等を所掌している。制服警察官による活動等の一般的な治安維持活動は、県庁所在地等の都市部に限って行っている。岡部正勝「Ⅲ諸外国の警察制度 1 フランスの警察制度」『警察の進路—21世紀の警察を考える』東京法令出版, 2008, pp.496-497.

⁸ 警察の職務と活動のうち、刑事訴訟法の規定にのっとり、犯罪の確認、捜査及び被疑者の逮捕など、秩序侵害を刑事裁判所へ訴追することを目的とした司法作用に関連し、司法権に付随して行われるものである。具体的には、検事正の指揮の下になされる。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, pp.435-436.

⁹ 被疑者に対し、予審 (instruction) の必要に基づき、又は保安上の処置として、収監することなく往来と社会生活について一定の制限を科する措置。予審とは、公判前手続を構成する刑事訴訟の一段階で、公訴権行使の前提として、犯罪の行為者を特定し、その人格を解明し、当該犯罪の状況・結果を確定する手続である。山口 同上, pp.127, 296.

¹⁰ 裁判所監督の下にあり往来等に制限が科される者に対する措置であるため違憲にならないと考えられる。